

## シン・ジダイ創造事業（若者のチャレンジ応援）運営等業務委託 仕様書

### 1 業務名

シン・ジダイ創造事業（若者のチャレンジ応援）運営等業務

### 2 業務目的

若者の自由な発想や提案を引き出し、それらを実現させるための教育や伴走支援等を行うなど、地域一体で「日本一若者を応援するまち・北九州市」の実現を目指すもの。具体的な柱は以下3点のとおり。

#### ① Z世代アイデアコンテスト

若者（個人・グループ）から地域活性化や社会問題の解決などの具体的なチャレンジを募集し、採択された若者に対して、専門家による伴走型アドバイス等を行うことで、実行まで支援すること。コンテストは、「日本一若者を応援するまち・北九州市」の機運を醸成するものとなるイベントとする。

#### ② 次世代創造プログラム

「何かを挑戦したいけど、何をしたらいいかわからない」と思っている若者を募集し、アントレプレナーシッププログラム等を通じて、自分自身の可能性に気づき、能力を磨き、様々な場で主体性を持った人財になるきっかけづくりとなる支援を行う。期間中に、若者が主体となって事業計画～事業実施まで行うこととし、成功も失敗も含めた成功体験を得る取り組みとする。

#### ③ 区役所創造プロジェクト

各区役所が、各区の現状・課題に応じた地域活性化や社会課題の解決に向け、若者のアイデアを活かし、若者が主体となって実施するプロジェクトに対して、相談受付・支援を行うこと。

### 3 委託契約期間

契約締結日から令和7年3月31日

### 4 業務内容

#### (1) 事務局の設置及び事業実施スケジュールの策定

- ア 多様な本プロジェクトを効率的に進めていくため、市の窓口となる事務局を設置すること
- イ 全体の事業実施スケジュールを策定し、市と協議すること

#### (2) Z世代アイデアコンテストの実施

- ア 若者の自由な発想や提案を募集するにあたり、以下の作業を行うこと。
  - (ア) 申請手続きをWEBで行う仕組みを構築すること
  - (イ) 申請方法の相談対応をWEBで行うこと

(ウ) 申請を受け付けすること

イ 提案審査コンテストの実施するにあたり、以下の作業を行うこと。

- (ア) コンテストは、「日本一若者を応援するまち・北九州市」の機運を醸成するためのイベントとし、一般入場者の集客に寄与するコンテンツを企画、実施すること。
- (イ) Z世代を中心とした若い人が集まる取り組みを検討すること。
- (ウ) 一般入場者も参加可能とし、参加規模を試算のうえ会場を準備すること。なお、準備にあたっては、会場候補を事前に市と協議すること。
- (エ) 審査基準案を策定すること。
- (オ) コンテストの審査員案を選定、調整すること。
  - a 審査員は、地域活性化に向けた取組を実践し一定の成果を収めている者や、経済・文化活動などで高い専門性と実績を有する者、創業支援に習熟している者など、実践的な視点で審査できる者を、市と協議の上決定すること。
  - b 審査会の日程や選考基準の内容等、外部委員との連絡調整を行うこと。
  - c 審査会にかかる旅費と謝礼金を外部委員へ支払うこと。
- (カ) コンテスト当日のプログラム等を事前に市と調整し、コンテスト当日の運営を行うこと。

ウ コンテスト採択者の実行支援をするための対応を行うこと。

- (ア) 採択者からの相談対応等
  - a 採択者の取組テーマに関する課題整理や採択者の取組テーマに関連する類似事例の紹介、各種制度・セミナー等の情報収集及び提供を行うこと。
  - b 留学・研修先等の情報提供やマッチング、入学に向けた各種調整及び受講支援を行うこと。
  - c 採択者の企画の実現に向けた人的ネットワークの形成支援をすること。
  - d 採択者へは、本業務とは別途、市から補助金を支出するため、その補助金含めた資金計画、支払計画等の伴走支援をおこなうこと。
- (イ) 実践的な視点で助言することができるアドバイザーを派遣すること。
  - a アドバイザーの選定及び採択者とのマッチングに当たっては、採択者が希望するテーマや目的、取組段階に配慮したものとし、その人選についても、経済・文化活動などで高い専門性と実績を有する者、創業支援に習熟している者など、実践的な視点で助言できる者を選定すること。
  - b 派遣の頻度は、採択者1名について1回以上実施すること。
  - c 派遣当日の現地におけるコーディネート業務
  - d アドバイザーへの謝金・旅費等の支払

(3) 次世代創造プログラムの実施

ア チャレンジ意欲のある若者を募集するにあたり、以下の作業を行うこと。

- (ア) 申請手続きを WEB で行う仕組みを構築すること
- (イ) 申請方法の相談対応を WEB で行うこと
- (ウ) 申請を受け付けすること
- (エ) 参加者は、東部ブロック（小倉）、西部ブロック（折尾）に分け募集を行うこととし、それぞれ20名程とする。

イ アントレプレナーシッププログラムの実施にあたり、以下の作業を行うこと。

- (ア) 実践まで進めることを前提に、アントレプレナーシッププログラム（ビジネス教育とは違い、「①自ら社会課題を見つけ、②課題に向かってチャレンジしたり、③他者との協働により解決策を探求する」もの）の内容案を市と協議の上作成すること。プログラムは5day以上を想定し、チームビルディングを意識した構成とすること。
- (イ) 実践に至るまでの伴走支援をするための、ファシリテーター、アドバイザー、メンター等の人材案を選定し、調整すること。
  - a ファシリテーターは、アントレプレナーシッププログラム開催都度参加すること。
  - b アドバイザーは、参加者が希望するテーマや目的、取組段階に配慮したものとし、その人選についても、経済・文化活動などで高い専門性と実績を有する者、創業支援に習熟している者など、実践的な視点で助言できる者を選定すること。派遣の頻度は1回以上とする。
  - c メンターは、Z世代に精通した者（Z世代、Z世代の年齢に近い）とするとし、毎回参加すること。
  - d 派遣当日の現地におけるコーディネート業務、アドバイザーへの謝金・旅費等の支払
  - e 参加者からの各種相談受け付け、支援を行うこと。相談は WEB ベースでの受付対応でも構わない。
- (ウ) プログラム実施会場を準備すること。場所は、東部ブロックは小倉駅周辺、西部ブロックは折尾駅周辺とする。
- (エ) プログラムのうち1回以上、ピッチ大会をすることとし、ピッチ大会は東部ブロック、西部ブロック共同開催とする。ピッチ大会は、これから実行段階に至る前に行うものとし、一般入場者も参加可能とするため、参加規模を試算のうえ会場を準備すること。
- (オ) 事業計画～事業実施に至るまでに必要な支援・助成（会場使用料、ビジュアル制作等の広報費等）を行い、さらに参加者へのマネー訓練など金融リテラシーが向上する対応を行うこと。

(4) 区役所創造プロジェクトの相談・支援

- ア 区役所創造プロジェクト進行にあたり、各種相談受け付け、支援を行うこと。なお、区役所創造プロジェクトは、北九州市の7行政区がそれぞれ管理、実行する

(参考：区役所創造プロジェクトに関する事業規模は、各区 100 万円)。

#### (5) 合同成果報告イベントの実施

- ア 上記(2) Z世代アイデアコンテスト、(3) 次世代創造プログラム、(4) 区役所創造プロジェクト合同で、成果報告イベントを実施すること。
- イ 成果報告イベントの実施にあたり、以下の作業を行うこと。
  - (ア) 成果報告イベントは、一般入場者も参加可能とし、参加規模を試算のうえ会場を準備すること。なお、準備にあたっては、会場候補を事前に市と協議すること。
  - (イ) 一般入場者の集客に寄与するコンテンツを企画、実施すること。なお、Z世代を中心とした若い人が集まる取り組みを検討すること。
  - (ウ) 当日のプログラム等を事前に市と調整し、当日の運営を行うこと。その際、以下の視点を加えること。
    - a 発表者によるプレゼン、受託事業者にて事業実施前後の変化の報告及び参加者や支援団体等との交流会を行うこと。
    - b 事業の実施結果について、発表者がコメントをもらうことでより達成感を得られる者を、市と協議の上決定すること。
    - c 事前にリハーサルや助言をしっかりと行い、万全の体制を整えること。
    - d 若者自身がイベント主催者の一員となれる取り組みを検討すること。

#### (6) 広報の実施

- ア 本事業のアイキャッチとなるロゴ及びメインビジュアルを制作すること。
- イ 上記(2)(3)(4)(5)で行う事業の取り組み状況を記録映像、記録写真を撮影すること。記録映像は、3分程度に編集したものをホームページ上に掲載すること。
- ウ ホームページの制作
  - a 本事業の募集やスケジュール、取り組み事例等、事業全般に係る情報を周知・管理できるホームページを制作すること。
  - b コンテンツは「北九州市ホームページ作成ガイドライン」に従って作成することとし、サーバーは市が管理する市政サーバーを活用すること。(市へは HTML データを納品し、公開作業は市が行う。なお、市政サーバーは WEB フォームなどの動的ページは実装できないため、WEB フォームは別途事業者で用意すること)
- エ SNS及びWEBメディア等を用いた募集広告
  - 上記「2 業務目的」に記載している事業趣旨を踏まえ、対象年齢に沿った媒体を選定し、内容や頻度、回数等について市と協議の上、応募者数、参加者数の増加に繋げる
- オ WEBメディアを用いた一般広報
  - 本事業の実施状況等のほか、本市の若者施策に関する取組についての広報記事を制作し、WEBメディア上で配信すること。

#### (7) 応募者を対象としたアンケート調査の実施

本事業の効果検証を目的に、応募者・参加者を対象としたアンケート調査を実施し、価値感・意識の変化、その他今のZ世代の特徴がわかる分析等必要な分析すること。アンケートは事業実施前、実施後の2回以上行うこと。

#### (8) 業務完了報告書の作成

(1) から (7) までの実施及び分析結果及び本事業の改善を要する事項等に関する提案等について、報告書にまとめること。

### 5 留意事項

(1) 本事業にかかるスケジュール及び人員体制等を本仕様書及び企画内容の提案書に基づき作成し、提出すること。

(2) 本事業（Z世代アイデアコンテスト）の採択目標数・・・1～5件程度

(3) 本事業は、対象分野を限定せず、若者ならではの斬新なアイデアを生かした取組や、これまで取り組まれてこなかった分野への挑戦など、次代を担う若者の夢の実現を支援するものであることから、採択者の意向を尊重した支援内容とするよう工夫すること。

(4) 本事業にかかるイベント等については、現地参加及び対面形式を基本とするが、現地参加が困難な者への対応として、オンラインによる同時配信と、後日視聴も可能な録画配信も併せて行うこと。

(5) 本仕様書の4（2）から（4）で定める業務については、都度市に報告書を提出すること。

### 6 成果品

(1) 4（6）本事業のアイキャッチとなるロゴ及びメインビジュアル原稿データ

(2) 4（6）WEBサイト原稿データ

(3) 4（6）SNS及びWEBメディア募集広告記事原稿データ

(4) 4（6）広報物の原稿データ

(5) 4（6）WEBメディア一般広告記事原稿データ

(6) 4（7）アンケート分析結果

(7) 4（8）報告書1部及び原稿データ（PDF等）

### 7 業務履行にあたっての留意事項

(1) 運営事業者は、業務により知り得た情報については守秘義務を負う。

(2) 本業務により作成した報告書等の著作権、著作権は本市に帰属するものとし、市の承諾なく、他に公表、貸与、使用してはならない。また、報告書作成にあたって他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の了解を得なければならない。

(3) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、できる限り本市内事業者を活用することとし、市に書面により事前に

- 申請し、承認を得なければならない。
- (4) 市が提供する情報・資料等について、本市の許可なく第三者に流布してはならない。また、情報セキュリティ基本方針に準じて、当該情報資産を取り扱う旨本市と誓約書を交わし、遵守すること。
  - (5) 運営事業者の業務履行及び対面による相談対応やマッチング等に必要となる場所について使用料等が生じる場合は、運営事業者が負担する。なお、当該使用料は、市が負担する委託料に含むことができることとする。
  - (6) 仕様書に定めのない事項、または業務履行中に疑義が生じた場合は、その都度、市と協議し、指示に従わなければならない。

## 8 契約期間及び委託料の支払い等

- (1) 契約については、事業実績等の履行状況や事業予算状況を鑑み、単年度ごとの締結とする。
- (2) 現年度に契約した運営事業者が次年度の契約締結に至らなかった場合、当該運営事業者は、次年度の運営事業者に対して本業務（契約期間内に得た情報等を含む。）の引継ぎを速やかにかつ円滑に実施できるよう、必要な措置を講じることとする。契約による成果品や業務履行内容が、市が求める水準を満たしていない場合や、履行遅延があった場合などにおいては、委託契約書に定めるとおり、減額請求や契約解除等の措置を行う。
- (3) 運営事業者は、市により業務の運営が開始されている旨の確認を受けた後に、市の指定する方法により市に委託料を請求するものとする。
- (4) 市は、運営事業者から委託料の請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から起算して 30 日以内に運営事業者に支払うものとする。
- (5) 委託料の請求及び支払いは、年度末までの業務の履行状況を市が確認した後に行うこととする。ただし、市が認めた場合に限り、その他の方法によることができる。

### 【参考資料等一覧】

- (1) 北九州市個人情報保護条例

[https://www1.g-reiki.net/reiki/Li05\\_Hon\\_Main\\_Frame.exe?UTDIR=C:%EFServ2¥ss0000538A%GUEST&TID=1&SYSID=713](https://www1.g-reiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=C:%EFServ2¥ss0000538A%GUEST&TID=1&SYSID=713)

- (2) 北九州市情報セキュリティ基本方針

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/digi/file\\_7180.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/digi/file_7180.html)